

平成27年第1回 広島市議会定例会提出案件  
(平成27年度関係分)

資料 5

予算案	条例案	その他の 議案	計
23件	29件	6件	58件

1 予 算 案

- (1) 平成27年度広島市一般会計予算
- (2) 平成27年度広島市住宅資金貸付特別会計予算
- (3) 平成27年度広島市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算
- (4) 平成27年度広島市物品調達特別会計予算
- (5) 平成27年度広島市公債管理特別会計予算
- (6) 平成27年度広島市広島市民球場特別会計予算
- (7) 平成27年度広島市用地先行取得特別会計予算
- (8) 平成27年度広島市西風新都特別会計予算
- (9) 平成27年度広島市後期高齢者医療事業特別会計予算
- (10) 平成27年度広島市介護保険事業特別会計予算
- (11) 平成27年度広島市国民健康保険事業特別会計予算
- (12) 平成27年度広島市競輪事業特別会計予算
- (13) 平成27年度広島市中央卸売市場事業特別会計予算
- (14) 平成27年度広島市国民宿舎湯来ロッジ等特別会計予算
- (15) 平成27年度広島市駐車場事業特別会計予算
- (16) 平成27年度広島市開発事業特別会計予算
- (17) 平成27年度広島市市立病院機構資金貸付特別会計予算
- (18) 平成27年度元宇品町財産区特別会計予算
- (19) 平成27年度三入財産区特別会計予算
- (20) 平成27年度砂谷財産区特別会計予算
- (21) 平成27年度広島市水道事業会計予算
- (22) 平成27年度広島市下水道事業会計予算
- (23) 平成27年度広島市安芸市民病院事業会計予算

## 2 条 例 案

- (1) 広島市事務分掌条例の一部改正  
について（企画総務局）

危機管理室を新設するもの

施行期日 平成27年4月1日

- (2) 広島市土地利用審査会条例の一部改正  
について（都市整備局）

第4次地方分権一括法による国土利用計画法の改正に伴うもの

規制区域の指定等に係る土地利用審査会における確認の議決について、その方法を委員の総数の過半数をもって決するものとする。

施行期日 平成27年4月1日

- (3) 広島市行政手続条例の一部改正  
について（企画総務局）

行政手続法の改正に準じ、法律等の要件に適合しない行政指導の中止等の求めに関する手続等を定めるもの

施行期日 平成27年4月1日

(4) 広島市職員定数条例の一部改正  
について（企画総務局）

（主な改正内容）

職員の定数を改めるもの

（単位：人）

区 分	現 行 A	改 正 B	増 減 B - A
市長事務部局	5,989	6,015	26
消防局	1,354	1,328	△26
その他	1,908	1,908	-
計	9,251	9,251	-

施行期日 平成27年4月1日

(5) 職員の自己啓発等休業及び配偶  
者同行休業に関する条例の制定  
について（企画総務局）

地方公務員法の改正等に鑑み、自己啓発等  
休業及び配偶者同行休業の実施に関し必要  
な事項を定めるもの

施行期日 平成27年4月1日

(6) 広島市市税条例の一部改正につ  
いて（財政局）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総  
合的な提供の推進に関する法律の改正によ  
り幼保連携型認定こども園が創設されるこ  
とに伴い、入湯税を免除する対象に、その  
在籍者で学校教育上の見地から行われる行  
事に参加している者等を加える。

施行期日 平成27年4月1日

(7) 広島市農林水産関係手数料条例  
の一部改正について  
(経済観光局)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律  
の改正に伴う規定の整備

施行期日 平成27年5月29日

(8) 広島市都市計画関係手数料条例  
の一部改正について  
(都市整備局)

(主な改正内容)

- 1 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の改正に伴い、マンションの容積率の特例許可申請手数料を定めるもの

1件につき160,000円

施行期日 公布の日

- 2 第4次地方分権一括法による採石法の改正に伴い、岩石採取計画認可申請手数料等を定めるもの

(例) 岩石採取計画認可申請手数料  
1件につき56,000円

施行期日 平成27年4月1日

(9) 広島市養護老人ホーム設備等基準条例の一部改正について  
(健康福祉局)

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正に伴い、経過措置を定めるもの

施行期日 平成27年4月1日

(10) 広島市湯来福祉会館条例の一部改正について (健康福祉局)

介護保険法の改正に伴う規定の整備

施行期日 平成27年4月1日

(11) 広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の制定について (こども未来局)

子ども・子育て支援法の制定に伴うもの

子どものための教育・保育を行う者が正当な理由なしに報告命令に応じない場合等に科す過料を10万円以下と定める。

施行期日 平成27年4月1日

(12) 広島市阿戸認定こども園条例の  
制定について（こども未来局）

広島市阿戸認定こども園を設置するもの

1 位置

広島市安芸区阿戸町2622番地

2 開園時間

午前7時30分から午後6時30分  
まで

3 休園日

日曜日、休日、1月2日から1月4  
日まで、12月30日及び12月3  
1日

4 保育料

内閣総理大臣が定める基準により算  
定した特定教育・保育に要する費用  
の額等を限度として規則で定める額

5 入園料（満3歳以上の幼児のうち保  
育を必要としないもの）

5,650円

施行期日 平成27年4月1日

(13) 広島市保育の実施に関する条例  
の廃止について（こども未来局）

児童福祉法の改正に伴うもの

施行期日 平成27年4月1日

(14) 広島市保育園条例の一部改正について（こども未来局）

（主な改正内容）

- 1 子ども・子育て支援法の制定等に伴うもの
  - (1) 保育園の開園時間を、原則として午前7時30分から午後6時30分までと定める。
  - (2) 保育料を、内閣総理大臣が定める基準により算定した特定教育・保育に要する費用の額等を限度として規則で定める額と定める。
- 2 阿戸保育園に阿戸幼稚園を統合し、認定こども園を設置するため、同保育園を廃止する。

施行期日 平成27年4月1日

(15) 広島市児童館条例の一部改正について（教育委員会）

児童館を新設するもの

名 称	位 置
広島市大芝児童館	西区大芝一丁目25番17号

施行期日 平成27年5月1日

(16) 広島市乳幼児等医療費補助条例  
の一部改正について  
(健康福祉局)

乳幼児等医療費の公費負担に係る広島県の  
補助制度の改正に鑑み、一定の者について  
乳幼児等医療費補助の認定に係る所得判定  
年を変更するもの

施行期日 平成27年10月1日

(17) 広島市障害者の日常生活及び社  
会生活を総合的に支援するた  
めの法律施行条例の一部改正につ  
いて (健康福祉局)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に  
支援するための法律に基づく指定障害福祉  
サービスの事業等の人員、設備及び運営に  
関する基準の改正に伴い、病院の敷地内  
における指定共同生活援助の事業等に係る基  
準を定めるもの

施行期日 平成27年4月1日

(18) 広島市こども療育センター条例  
の一部改正について  
(こども未来局)

児童福祉法の改正に伴うもの

新たに保育所等訪問支援を行うため、業  
務内容に当該支援を行うことを加えると  
ともに、その使用料を厚生労働大臣が定  
める基準により算定した額とする。

施行期日 平成27年4月1日

(19) 広島市介護保険条例の一部改正  
について（健康福祉局）

1 平成27年度から平成29年度までの  
各年度の保険料率を定めるもの

対 象 者		現 行（年額）	改 正（年額）
生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税		3万3,224円	3万5,205円
世帯全員が市民税非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	3万6,547円	
	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下	4万6,514円	4万9,287円
	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超	4万9,836円	5万2,808円
本人が市民税非課税（世帯の中に市民税を課税されている者がいる場合）	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	5万9,804円	6万3,369円
	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超	6万6,448円	7万 410円
本人が市民税課税	前年の合計所得金額が125万円以下	7万3,093円	7万7,451円
	前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満	8万3,060円	8万8,013円
	前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	9万9,672円	10万9,136円
	前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	10万6,317円	11万6,177円
	前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	11万6,284円	12万6,738円
	前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満	12万9,574円	14万 820円
	前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	14万2,864円	15万4,902円
	前年の合計所得金額が1,000万円以上		16万8,984円

2 介護予防・日常生活支援総合事業等については、平成29年4月1日から行うこととする。

施行期日 平成27年4月1日

(20) 広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例の一部改正について（健康福祉局）

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の改正に伴い、経過措置を定めるもの

施行期日 平成27年4月1日

(21) 広島市環境影響評価条例の一部改正について（環境局）

環境影響評価法の改正に鑑み、放射性物質による大気汚染等について環境影響評価等を行うこととするもの

施行期日 平成27年6月1日

(22) 広島市健康づくりセンター条例の一部改正について（健康福祉局）

民間による健康増進に係る事業の実施状況等に鑑み、健康増進事業を廃止するもの

施行期日 平成27年4月1日

(23) 広島市道路占用料徴収条例の一部改正について（道路交通局）

道路占用料を改定するもの

（例）第2種電柱（1級地）

（現行）（改正）

1本1年につき2,000円→1,800円

施行期日 平成27年4月1日

(24) 広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）段原土地区画整理事業等施行条例の一部改正について（都市整備局）

組織改正に伴い、事務所の所在地を改めるもの

現 行	南区霞一丁目5番8号
改 正	中区国泰寺町一丁目6番34号

施行期日 平成27年4月1日

(25) 広島市公園条例の一部改正について（都市整備局）

公園使用料を改定するもの

（例）電柱

（現行）（改正）

1本1年につき1,300円→1,200円

施行期日 平成27年4月1日

(26) 広島市教育委員会委員定数条例等の一部改正について（教育委員会ほか）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会の委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれることに伴い、同委員会の委員の定数を改めるもの

（主な改正内容）

教育委員会の委員の定数を6人から5人に改める。

施行期日 平成27年4月1日

(27) 広島市立学校条例の一部改正について（教育委員会）

（主な改正内容）

- 1 子ども・子育て支援法の制定に伴い、幼稚園の授業料を改めるもの

（現行） 月額8, 800円

（改正） 内閣総理大臣が定める基準により算定した特定教育・保育に要する費用の額等を限度として規則で定める額

- 2 阿戸幼稚園を阿戸保育園に統合し、認定こども園を設置するため、同幼稚園を廃止するもの

施行期日 平成27年4月1日

(28) 広島市こども図書館条例の一部改正について（市民局）

カラー複写により図書その他の教育参考資料の写しを交付する場合の手数料を定めるもの

用紙1枚につき20円

施行期日 平成27年4月1日

(29) 広島市火災予防条例の一部改正について（消防局）

消防法施行令の改正に伴い、自動火災報知設備に関する基準のうち同令と重複することとなる部分を削るもの

施行期日 平成27年4月1日

### 3 その他の議案

- (1) 町の区域の設定等について  
(企画総務局)

住居表示の実施のためのもの

- 1 町の区域の設定

(佐伯区)

現 在	変更後
<small>いつか いち ちよう おお あざ いし うち あざ さ</small> 五日市町大字石内字砂	<small>いしうちひがし</small> 石内東一丁目
<small>とうづくり</small> 糖造の一部	<small>いしうちひがし</small> 石内東二丁目
	<small>いしうちひがし</small> 石内東三丁目
	<small>いしうちひがし</small> 石内東四丁目

- 2 町及び字の区域の変更

(安佐南区)

現 在	変更後
<small>やまもと ちよう あざ ほうちやま</small> 山本町字方置山の一部	<small>やまもと しんまち</small> 山本新町四丁目

- (2) 新たに生じた土地の確認について  
(企画総務局)

水面の埋立てによるもの

位 置	面 積
<small>とうすいえん よしみえん</small> 佐伯区の藤垂園及び吉見園 のそれぞれの地内	4,423.23㎡

(3) 広島県と広島市との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託の廃止に関する協議について（健康福祉局）

第4次地方分権一括法による特別児童扶養手当等の支給に関する法律の改正に伴い、特別児童扶養手当認定等に係る権限が都道府県から政令指定都市に移譲されることによるもの

(4) 契約の締結について  
（道路交通局）

温品二葉の里線中山インターチェンジ工区  
道路新設工事

工事場所 東区中山西二丁目

工事概要 切土、法面<sup>のり</sup>、擁壁等の整備その他工事

委託金限度額 22億9,500万円

委託先 広島高速道路公社

工期 契約成立の日から平成30年  
3月31日まで

(5) 広島高速道路公社定款の変更に  
係る同意について (道路交通局)

広島高速道路公社が定款の変更に係る国土  
交通省中国地方整備局長の認可を受けよう  
とするもの

(変更内容)

基本財産の額の変更

変更前 A	789億5,460万円
変更後 B	794億7,960万円
増減 B - A	5億2,500万円

(6) 包括外部監査契約の締結につい  
て (監査事務局)

包括外部監査契約を締結するもの

契約の目的 監査及び監査の結果に関する報告

契約上限額 1,700万円

相手方 住所 広島市南区松川町1番  
17-403号

氏名 むらた けんじ  
村田 賢治

資格 公認会計士

[追加送付等予定案件]

(1) 広島市衛生関係手数料条例の一部改正について（健康福祉局）

第4次地方分権一括法による医療法の改正に伴うもの

病院開設許可手数料を定める。

(2) 広島市国民健康保険条例の一部改正について（健康福祉局）

国民健康保険法施行令の改正に伴うもの

保険料の基礎賦課限度額等を引き上げる。

(3) 広島市介護保険条例の一部改正について（健康福祉局）

介護保険法施行令の改正に伴うもの

低所得者への保険料軽減を実施する。

[追加提出予定案件]

(1) 監査委員の選任の同意について  
(企画総務局) 任期満了によるもの

(2) 広島県公安委員会委員の推薦の  
同意について (企画総務局) 任期満了によるもの

(3) 固定資産評価審査委員会委員の  
選任の同意について (財政局) 任期満了によるもの

[参考]

(1) 人権擁護委員候補者の推薦につ  
いて (市民局) 任期満了等によるもの